

令和2年度 第1回宗像市次世代育成支援対策審議会議事録

期 日：令和2年7月16日（木）

時 間：18時00分から18時30分まで

会 場：宗像市役所202会議室

◆出席者

【審議会委員】

田中 敏明	○	大重 育美	○	大和 寿美	○
小方 信二	欠	衛藤 蔦子	○	高杉 洋史	○
早川 由洋	○	吉永 康之	○	清水 満	○
高野 一宏	○	大庭 隆子	○		

【宗像市】

徳永 淳 (子どもグローバル 人材育成担当部長)	本田 和徳 (子ども育成課長)	賀来 元彦 (子ども育成課参事)	早川 ちさと (子ども家庭課長)
高倉 庸輔 (子ども支援課長)	本田 康浩 (子ども育成課主幹兼 子ども育成係長)	田中 弘美 (子ども育成課幼児教 育保育係長)	瀧口 啓太郎 (子ども育成課幼児施 設支援係長)
船越 健樹 (子ども育成課グロー バル人材育成係長)	有吉 富美子 (子ども支援課主幹兼 子ども相談係長)	姫野 恵理子 (子ども支援課発達支 援係長)	萩野 賢教 (子ども支援課子ども 支援係長)
鹿島 友香 (子ども育成課子ども 育成係主任主事)			

◆資料

(事前送付)

【資料①】「宗像市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理について

【資料②】「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理について

(当日配布)

第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画の冊子

宗像市次世代育成支援対策審議会条例

新しい委員名簿

1 あいさつ (田中会長)

2 委嘱状交付

(事務局より)早川委員、吉永委員、高野委員、大庭委員の4名の新しい委員に対して本田課長より委嘱状交付及び紹介。新しい委員より一言ずつ挨拶。

3 審議会について

(事務局より) この審議会では「子ども・子育て支援法」第77条第1項及び「宗像市子ども基本条例」第27条に規定する事項に関することを事務としており、子ども・子育て支援事業計画を定めたり変更しようとしたりするときは、この審議会の意見を聴くこととなっている。今日は第1期計画の令和元年度進行管理及び5か年の評価と第2期計画の令和2年度進行管理(目標の設定)についてご意見を頂戴したい。

4 審議事項

(1) 「宗像市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理について【資料①】

令和元年度進行管理

5か年の評価結果

(事務局より) 青いシート事業No.39:「子ども家庭相談事業」の令和元年度実績値について、子ども家庭相談員対応件数を10,642件から11,360件に訂正依頼。宗像市子ども・子育て支援事業計画について説明。子育て支援に係る環境の変化や多様化する課題に対して子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施するため、国が「子ども・子育て支援新制度」を創設。これを受けて宗像市では、平成27年度から平成31年度までの5か年計画である「宗像市子ども・子育て支援事業計画」を策定。基本理念に「子どもの未来がそだつまち むなかた」を掲げ、「子どもが心豊かに育つまち」「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」「子どもにやさしいまちづくり」の3つの基本方針に沿って事業を実施。

令和元年度の進行管理について、各事業の達成度AからE判定を説明。

5か年の総合評価について、各事業の達成度AからD判定、評価なしを説明。これに基づき、第1期は概ね計画どおりに実施できた。

【委員】事業No.89:「公園整備事業」について、計画に掲載はあるが実施していないという意味が分からない。

⇒【事務局】公園を新設する場合に子ども・保護者に配慮したものを作るという事業内容であったが、公園の新設自体が無かったため評価の対象ではない。公園を新設するという事業内容ではない。

【委員】事業No.25:「食育推進事業」について、健康づくり推進協議会で食育プランの結果を見ると、子どもの郷土料理の認知度が上がってきている。事業計画で郷土料理、地産地消の記載があるにも関わらず、評価の指標をむなかた食の応援店認定数とする理由があるのか。

⇒【事務局】むなかた食の応援店認定数は第2次健康むなかた食育プランにおいて数年後の目標設定の記載がされている。

⇒【委員】食生活改善推進会が子ども向けに地域食の普及活動を行っている。その

回数や参加人数を指標にしてはどうか。むなかた食の応援店を子どもが利用することは少ないのではないか。

⇒【委員】食生活改善推進会は病児食や魚さばき隊の活動もされている。

(2)「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理について【資料②】 令和2年度進行管理

(事務局より)第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画について説明。第2期計画は、宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)、第2期宗像市子ども基本条例行動計画、第2期宗像市子どもの未来応援計画を総称したもの。基本理念に「子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた」を掲げ、「保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します」「市民が地域全体で子どもの育ちを応援できるよう支援します」「子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します」の3つの基本方針で構成されている。基本方針②の事業No.12:「大学連携事業」と事業No.13:「市民活動推進事業」が統合。新型コロナウイルスの影響で事業中止や活動に制限が出たものがある。第1期計画において、総合評価C判定であった基本方針①の事業No.32:「子ども基本条例啓発事業」は、第2期計画で説明の機会を増やしたり、周知方法の検討を行ったりして、条例の認知度向上に努める。

【委員】意見なし

⇒承認する。

5 その他

審議会の今後のスケジュールについて

7月15日号の市広報紙及びHPにて市民代表を公募

令和2年度第2回審議会開催時期は未定

(事務局より)現在の審議会委員の任期が令和2年7月24日までとなっており、現委員での審議会は最後となる。新委員の市民代表を7月15日号の市広報紙及びHPにて募集しており、申し込み締め切りが8月5日。市民代表以外の委員は所属団体を通じて就任依頼を行う。令和2年度第2回の審議会の時期及び内容は未定。決まり次第事務局より連絡する。

【委員】意見なし